

制定 平成17年 3月31日 近運旅一公示第22号  
改正 平成19年 6月 7日 近運自一公示第 7号

## 公 示

### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 に基づく申請に関する標準処理期間について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づく近畿運輸局長権限の申請に関する標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

平成19年 6月 7日

近畿運輸局長 島崎 有平



記

法第29条第2項に基づく公共交通特定事業計画の認定（一般乗合旅客自動車運送事業者又はバスターミナル事業者に係るものに限る。）

2ヶ月

附 則

1. この公示は、平成17年4月1日以降の申請について適用する。
2. この公示は、平成19年6月7日以降の申請について適用する。